

スクール・ミッションに基づき、文武両道の進学校として、将来、生徒一人ひとりが、社会の中で自分らしく生きることができ存在へと自発的・主体的に成長することができるよう、本校の学校教育全般を通じて生徒が守るべき具体的な規範や行動基準を次に示す。

1 礼儀について

- (1) 常に本校生徒としての誇りを持ち、言語、動作に品格を保つよう努力する。
- (2) 校内、校外を問わず、教師、長上に対しては礼をし、粗野な態度をとらない。
- (3) 来校者に対しては、親切、丁寧な礼儀を正しくする。
- (4) 校友相互の間においても挨拶を交わす。

2 服装・頭髪について

(1) 質素・清潔を旨とし、正しく制服を着用する。

- 学校指定のブレザー・長袖シャツ・ネクタイ・グレースボン・グレースカートを着用する。ブレザー前ボタンは2つとも留める。ベルトは黒・濃い茶の無地とする。
- 夏季は学校指定のポロシャツを着用できる。ズボン・スカートはグレーとチェック柄のいずれも着用できる。
- 冬季は学校指定のベスト・セーターを着用できる。ただし、サイズは適正なものとし、ブレザーの袖・裾から出ることのないようにする。カーディガン、パーカー（フードつきスウェットシャツ）、ジャージ等は着用しない。
- 合服期間は移行期間と考え、天候に合わせて服装を調整する。
- 怪我、病気等の特別な事情があり、制服以外のものを着る必要がある場合は異装届を提出する。



<制服のトータルデザイン（イメージ）を崩さないよう、次の点に注意する。>

- 長袖シャツは第1ボタンまで留め、裾をズボン・スカートの中に入れる。下に着るTシャツは白・無地とする。
- ズボンの加工や身丈に合わないサイズ変更はしない。ズボンを下げてはいたり、裾をめくりあげたりしない。
- スカートの丈は膝の中心線を基準とし、折り曲げたり、ベルトで止めたり、着くずしたりしない。
- ソックスの色は黒・紺の単色とする。ワンポイントにとどめ、ラインや柄が入った華美でないものとする。長さは足首を覆い、膝下までとし、アンクルやルーズといったものは着用しない。
- ストッキングは黒・紺、無地（模様や柄のない）ものとする。ただし、レギンス、トレнка（足首や踵が露出するもの）、レッグウォーマー等の重ね履き等はしない。
- 防寒コートを着用する場合は、華美でないもの、身丈が適切なものを着用する。

(2) 通学時は制服を着用し、革靴または運動靴とする。体育館内では所定のシューズを使用する。

- (3) 髪は常に清潔を保ち、染色や脱色、加工、奇抜な髪形をしない。
- (4) 化粧（色つきリップ含む）やピアス、ネックレス等の装飾をしない。

3 通学について

- (1) 通学は、保護者等に頼るのではなく、生徒自身による登下校を基本とする。徒歩・自転車・公共交通機関（電車・バス）を利用する。
- (2) 交通法規・道徳を遵守し、他者に危害や不快な思いを与えないよう良識ある行動を取る。事故を起こしたり、巻き込まれたりした場合は、直ちに警察及び学校に連絡する。また、事故報告書を作成し提出する。
- (3) 自転車通学を希望する生徒は次の事項を理解した上で申請し許可を得る。
 - ・完全に整備され、自分の身体にあった自転車に乗る。
 - ・通学用自転車は必ず登録し、登録証（ステッカー）を所定の位置につける。
 - ・傘さし運転、スマートフォン等の利用、イヤホンを着用しての運転は絶対に行わない。
 - ・自転車は所定の自転車置場に所定の方法で置き、必ず鍵をかける。
 - ・自転車に乗るときは安全確保のため必ずライトを点灯する。
 - ・ヘルメットを着用するように努める。（道路交通法第63条の11）等※通学用自転車に関する規定は「入学の手引」を参照する。
- (4) 自転車指導カードを受領した場合は、必ず担任に提出し、指導を受ける。
- (5) 運転免許証は原則として取得してはいけない。

4 校内生活について

- (1) 生徒一人ひとりにとって学校が安全・安心な居場所となるように努めるとともに道徳性を身に付ける。公正公平な態度で、いじめや差別、偏見のない学校生活の実現に努める。また、いじめや差別等に類するものを見聞きした場合は速やかに学校に報告する。
- (2) 学校は個人だけでなく集団の場として、規律を守り、秩序ある行動をする。校舎内外を常に清潔に保ち、健全な学習環境を維持する。教室を最後に退出する際は消灯戸締りを行う。
- (3) 欠席、忌引*、遅刻、早退、欠課時は、事前に保護者が届け出る。
*父母7日以内、祖父母3日、兄弟、姉妹5日以内、曾祖父母、伯叔父母、従兄弟、甥、姪、その他同居親族1日
- (4) 遅刻した際は、遅刻連絡票（2枚教頭机上）を記入し指導を受けてから授業等の妨げにならないよう教室に入る。その際、遅刻連絡票（1枚）を授業担当に渡す。授業終了後は速やかに遅刻連絡票（1枚）をホームルーム担任に提出する。
- (5) 登校後は放課後まで許可なく校外に出てはならない。
- (6) 校有物の使用は許可を得た上で適切に使用・返却する。校有物の破損は速やかに届け出る。火気を取り扱ってはいけない。
- (7) 拾得物・紛失物は速やかに届け出る。
- (8) 生徒間での金品徴収、団体組織、集会、文書の発行・配布・掲示等は学校の許可を得る。
- (9) 学業に必要でないものは校内に持ち込まない。私物は記名し、貴重品等は個人ロッカーに保管し施錠するなど管理を徹底する。スマートフォン等の持込は届け出制とし、朝読書・朝学習から帰りのSHR・清掃まで使用しない。「歩きスマホ」等マナーに反する行為は厳に慎む。また、ゲーム等での使用は禁止とする。※ルールに違反した場合は、端末を提出し、指導を受けなければならない。

(10)テストの際は机の中を空にし、許可されたもの以外は持ち込まない。不正行為は絶対に行わない。

(11)学校の教育活動を利用した選挙運動・政治的及び宗教的活動を行ってはいけない。

5 放課後の部活動等の活動について

(1) 最終下校時間は午後7時とし、速やかに帰宅すること。東陵祭その他特別の場合における時間については別途定める。なお、部活動に速やかに移行するように努める。活動時間及び最終下校時間を次のとおりとする。

○3月～9月は午後6時30分まで（最終下校時間は午後7時）

○10月～2月は午後6時まで（最終下校時間は午後6時30分）

※部活動ごとの終了時間等は部活動ガイドラインを参照する。ただし、どの場合も最終下校時間は午後7時30分を超えてはいけない。

(2) 校舎の戸締りは月～金曜日は午後5時30分～6時00分の間に行われる。一度戸締りが行われた箇所は絶対に開放しない。戸締り後の出入口は、事務室前の職員玄関を利用する。

(3) 最後に利用施設を退出するものは、必ず消灯戸締りを行う。

(4) テスト期間中（定期テストの7日前、実力テストの3日前含む）における部活動は、顧問による保護者宛通知に従って活動を行う。

6 部室使用について

(1) 部室の清掃、管理については各部が責任をもって行う。備品は大切に使用し、部活動の目的に合わないものは持ち込まない。また、火気を取り扱ってはいけない。

(2) 鍵は顧問が管理する。

(3) 部室の開放は放課後の部活動時のみを原則とし、昼休み等、特別に入室を要する場合は顧問の許可を得る。部室には部員以外の者を入れない。

(4) 最後に部室を退出する者は、必ず消灯戸締りを行う。

※使用規定を守らず複数回指導を受けた部活動は一時的または永久的に使用禁止となる。

7 校外生活について

(1) 常に本校生徒として品位を保ち、社会的責任をもって行動する。

(2) 高校生として好ましくない場所への出入りや、不適切な行為（飲酒、喫煙、暴力、賭事等）は絶対に行わない。

(3) スマートフォン等について、歩きながらの使用や自転車運転中の使用は厳に慎む。また、夜10時以降は使用しない（静岡県高校校外教育連盟による取決め）。なお、インターネットを適切に活用できるよう次のような取組を行う。

・インターネットの特性を理解し、情報モラルを守る。

・インターネットの使用時間や場所など高校生活を損わないようルールを設定する。

・トラブルに巻き込まれないようフィルタリングを活用するなど未然防止に努める。等

(4) 海外留学、海外旅行及び登山やキャンプ等の危険を伴うものに参加する場合は必ず保護者の承諾を得た上で届け出ること。また、保護者の許可なく外泊をしてはならない。

- (5) 次の場合には必ず担任等に相談し、事前に許可を得る。
- ・ 対外試合、対外的集会等へ出場参加する場合。
 - ・ 経済的理由でアルバイトをしようとする場合。
- (6) 受験や大学見学、部活動対外試合、家族旅行や帰省の場合（友人等との旅行は除く）には、旅行の1週間前までに「学割証発行申込書」を提出することで学割証を得ることができる。
- (7) 成年年齢引き下げに伴い、18歳でクレジットカードの作成・各種契約が可能となるが、消費者被害防止の観点から、父母等と十分検討した上で行動する。
- (8) 校外で行われる選挙運動・政治的及び宗教的活動への参加については保護者の理解を得ること。ただし違法なもの、暴力的なものになるおそれの高い活動への関与、本人および他の生徒の学業の妨げになること、学校内に政治的対立を持ち込んで教育に支障を生じさせることは行っていない。

8 その他

この生徒心得は定期的に見直しを図る。

令和6年4月1日